

監 査 報 告

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第13期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、当期の監査計画及び監査手続に従い、学長、理事、内部監査部門である法人監査室、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、必要に応じて法人監査室と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、特に「第3期中期目標期間の初年度における中期目標・中期計画を推進するガバナンス体制について」及び「大学病院の業務執行体制について」を重点業務監査事項として設定し、役員会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、事務局、学部、大学院、附属病院、研究所その他の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、本学におけるガバナンス体制や学長及び理事（以下「役員」という。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査に関しては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書につき検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の実施状況及び中期目標の実施状況

国立大学法人岡山大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 内部統制システムの整備及び運用に関する状況

内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められません。なお、内部統制システムの教職員への理解については、より一層の浸透を促しました。

(3) 役員の不正行為及び法令等に違反する事実の有無

役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実については、指摘すべき重大な事実は認められません。

(4) 重点業務監査事項に関する監査の状況

① 第3期中期目標期間の初年度における中期目標・中期計画を推進するガバナンス体制について

学長のリーダーシップのもと、理事等執行部の第3期中期目標・中期計画についての推進体制及び評価センターを中心とした評価体制が確立され、業務改善サイクルが機能しており、中期目標・中期計画を推進するガバナンス体制が整備されていることを確認しました。

② 大学病院の業務執行体制について

大学病院は、着々と診療実績を積み重ねる中で、病院長をトップとした重層的な意思決定システムを敷き、デスカンファレンスの実施など安全管理体制を整備し、外部評価として日本医療機能評価機構が行っている病院機能評価を受審するなど医療の質向上に努め、災害拠点病院の指定など地域におけるリーダー的役割を果たしており、運営・責任体制は十分整備されていることを確認しました。

(5) 事業報告書

事業報告書は、国立大学法人岡山大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(6) 財務諸表等

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。


以 上

平成29年 6月15日

国立大学法人岡山大学長

榎 野 博 史 殿

常勤監事

荻田 昌 

監 事

上岡 美保子 